平成 24 年度 産業廃棄物処理状況等調査

平成 26 年 5 月



調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
産業廃棄物の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ - 4 -
) 産業廃棄物の発生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 -
) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況・・・・・・・・・・・- 8 -
業種別の減量化、資源化の状況・・・・・・・・・・・・・- 8 -
種類別の減量化、資源化の状況・・・・・・・・・・・・・- 9 -
中間処理と再生利用の状況 11 -
) 産業廃棄物の最終処分の状況・・・・・・・・・・・・・・ 13 -
) 県外移出入の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 -
) 特別管理産業廃棄物の状況・・・・・・・・・・・・・・ 16 -
) 産業廃棄物最終処分場の状況・・・・・・・・・・・・・・・ 17 -
産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化······

1 調査の概要

(1)調査の目的

本調査は、産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、多量排出事業者、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物発生事業所及び最終処分場設置者から徴収した平成24年度における処理実績に係る報告書の集計、解析を行い、県内の産業廃棄物の処理状況に係る資料を得ることを目的とした。

(2)調查内容

ア 調査対象期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間(平成24年度)とした。

イ 調査対象廃棄物

調査対象廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める以下の産業廃棄物、製品系廃棄物及び特別管理産業廃棄物とした。

調查対象廃棄物

(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)廃油、(4)廃酸、(5)廃アルカリ、(6)廃プラスチック類、(7)紙くず、(8)木くず、(9)繊維くず、(10)動植物性残さ、(11)動物系固形不要物、(12)ゴムくず、(13)金属くず、(14)鉱さい、(15)ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず[注、本報告書における図表では、「ガラス陶磁器くず」と略した]、(16)がれき類、(17)動物のふん尿、(18)動物の死体、(19)ばいじん、(20)産業廃棄物を処分するために処理したもの

また、次に示す有償物、廃棄物等については下記の取り扱いとした。

- (1)法令上廃棄物とされていない有償物で今後の社会状況の変化によっては産業廃棄物となる可能性があるもの(具体的には、金属スクラップなど)については、今回の調査対象に含めた。
- (2)紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、産業廃棄物となる業種が指定されている。このため、指定された業種以外の事業所から発生した紙くず、木くず、繊維くず及び動植物性残さについては、事業系一般廃棄物とし、産業廃棄物の集計から除外した。
- (3)酸性又はアルカリ性を呈する排水であって、これを公共用水域へ放流することを目的として事業所で中和処理を行っている場合には、中和処理後に生じた汚泥(沈でん物)を発生量とした。
- (4) 廃棄物を自己焼却処理した後に燃え殻が発生する場合は、焼却処理前の廃棄物を発生量とした。
- (5) 汚泥を脱水処理している場合は、脱水後の量を発生量とした。

特別管理産業廃棄物については、以下に示す区分とした。

特別管理産業廃棄物

- (1)廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)
- (2)廃酸 (pHが 2.0以下の廃酸)
- (3) 廃アルカリ (pH が 12.5 以上の廃アルカリ)
- (4) 感染性産業廃棄物
- (5) 廃 PCB 等
- (6)特定有害廃棄物 (廃 PCB 等を除く)

ウ 調査方法

1) 発生原単位の算出

発生原単位は、標本の業種別、産業廃棄物の種類別の集計産業廃棄物発生量と、業種別の集計活動量指標から、図 1-1 に示すA式により活動量指標単位当たりの産業廃棄物発生量(発生原単位)を算出した。

2)調査対象全体の発生量の推定方法

1)で算出された発生原単位と、業種別の調査対象全体(母集団)における調査当該年度の活動量指標を用いて、図 1-1 に示す B 式によって調査対象全体の産業廃棄物の発生量を推計した。

①発生原単位の算出

A式 $\alpha = W/O$ α : 産業廃棄物の発生原単位

W:標本に基づく集計産業廃棄物発生量

O : 標本に基づく集計活動量指標

②調査対象全体の発生量の推定方法

B式 W'=α×O' W':調査当該年度の推計産業廃棄物発生量

O': 調査当該年度の母集団の活動量指標

図 1-1 発生原単位と発生量の推定計算の概念図

産業廃棄物の発生量推計の概要を図 1-2 に示す。

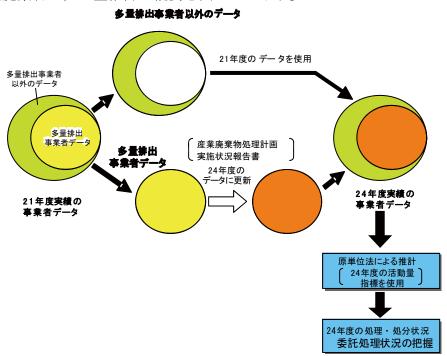


図 1-2 廃棄物量推計の概念図

(3) 調査結果の利用上の留意事項

ア 産業廃棄物の種類の区分について

中間処理により廃棄物の種類が変化する場合があるが、原則として本報告書では発生時の廃棄物の種類で整理した。

イ 単位と数値に関する処理

(1) 単位に関する表示

本報告書の調査結果においては、すべて1年間の量であるが、文章・図表中においては、原則として「千トン」(「千t」)で記述している。

(2) 報告書の図表における数値の処理

本報告書に記載されている千トン表示及び構成比(%)の数値は、四捨五入しているために、総数と個々の合計とは一致しないものがある。

なお、表中の空欄は、該当値がないもの、「0」表示は、1年間の量が500t未満であることを示している。

(3) 統計表における数値の処理

統計表で使用した単位は、「千t」である。

なお、表中の空欄は、該当値がないもの、「0」表示は、1年間の量が500t未満であることを示している。

2 産業廃棄物の現況

(1) 産業廃棄物の発生の状況

平成 24 年度の産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物を含む。) の発生量は 18,001 千トンであり、基準年度である平成 20 年度の発生量 22,330 千トンに比べ 19.4%減少している (図 2-1)。

平成元年度から増加傾向にあった発生量が平成21年度で大きく減少した原因は、平成20年度に発生した世界的な経済低迷による生産活動への影響と考えられ、その後も東日本大震災による影響の他、県内の主要産業である自動車産業が円高による影響を受けた事もあり、発生量が平成11年度以前の低い水準で推移していると考えられる(図2-1、図2-2)。



図 2-1 産業廃棄物の発生量等の推移

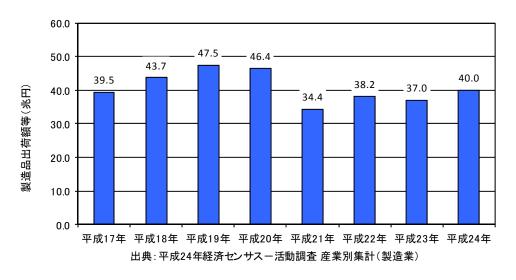


図 2-2 製造品出荷額の推移

産業廃棄物の発生量を業種別にみると、製造業が50.6%、建設業が24.5%、農業が13.9%、電気・ガス・熱供給・水道業が9.3%を占め、製造業の占める割合がやや小さくなっている(図2-3)。

また、種類別にみると、がれき類の 18.2%、鉱さいの 23.3%、汚泥の 10.3%、金属くずの 11.8%、動物のふん尿の 13.9%、ばいじんの 8.8%と、この 6 種類で産業廃棄物発生量の約 9 割を占め、汚泥の構成比率が小さくなっている(図 2-4)。

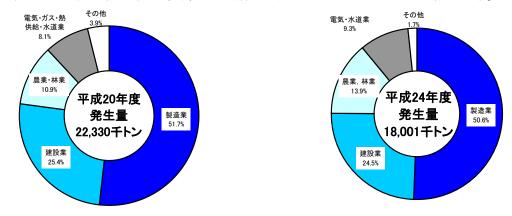


図 2-3 業種別発生状況

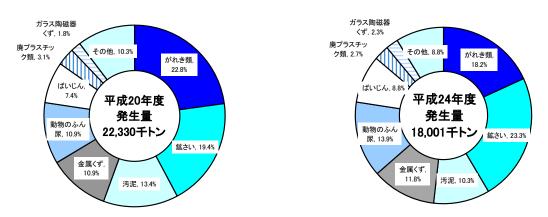


図 2-4 種類別発生状況

この6種類の産業廃棄物についてみると、平成24年度の発生量は、動物のふん尿、ばいじん、金属くずを除くと、平成20年度の発生量から、がれき類が1,830千トン(35.9%)、汚泥が1,129千トン(37.8%)、鉱さいが124千トン(2.9%)減少している。(図2-5)。

また、鉱さいは昨年と比べて780千トン増加した(図2-6)。

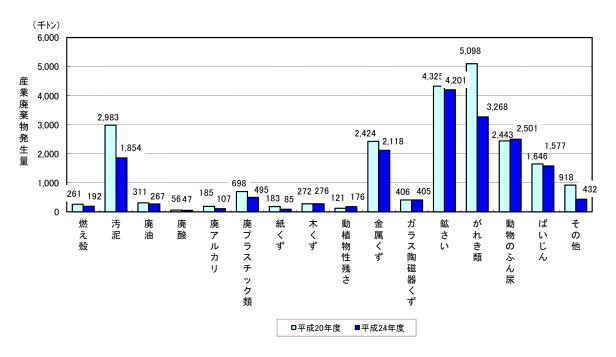


図 2-5 種類別発生量

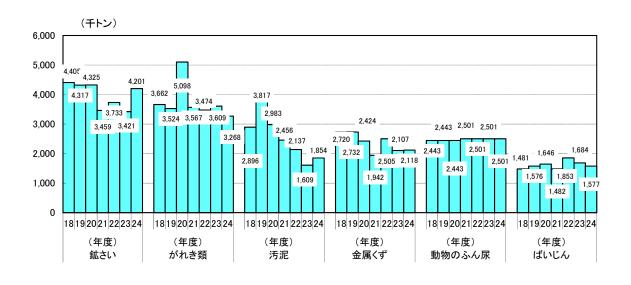


図 2-6 主な種類の産業廃棄物発生量経年変化

また、産業廃棄物の処理の流れについてみると、平成24年度の産業廃棄物の排出量(発生量から有用物量を除いた量)は13,523千トン、資源化量は14,353千トン、減量化量は2,972千トン、最終処分量は674千トンとなっている。

その最終処分量のうち 313 千トン (53.6%) が中間処理されることなく直接最終処分されている (図 2-7)。

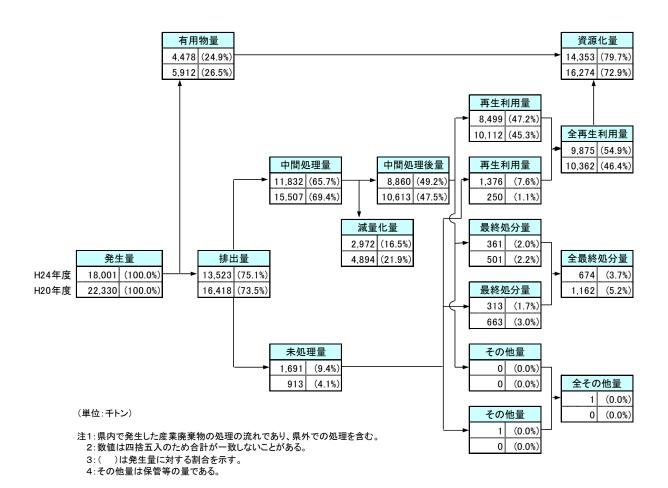


図 2-7 産業廃棄物の処理の流れ

(2) 産業廃棄物の減量化、資源化等の状況

ア 業種別の減量化、資源化の状況

平成 24 年度の減量化の状況 (減量化率) を業種別にみると、高いものから農業・林業の 56.0%、電気・ガス・熱供給・水道業の 26.4%、製造業の 8.0%、建設業の 7.1% の順となっている。また、平成 24 年度の資源化の状況 (資源化率) を業種別にみると、高いものから建設業の 89.8%、製造業の 88.3%、電気・ガス・熱供給・水道業の 64.4%、農業・林業の 44.0%の順となっている (表 2-1)。

表 2-1 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況

単位:千トン

業種	年度	発生量	減量化量		資源化量						目级加入县		その他量	
未 性	牛 皮	光土里					有用物量		再生利用量		最終処分量		ての他里	
製造業	H24	9,111	731	(8.0%)	8,049	(88.3%)	4,269	(46.9%)	3,781	(41.5%)	330	(3.6%)	1	(0.0%)
	H20	11,553	2,178	(18.9%)	8,762	(75.8%)	5,691	(49.3%)	3,071	(26.6%)	613	(5.3%)	0	(0.0%)
建設業	H24	4,407	314	(7.1%)	3,957	(89.8%)	86	(1.9%)	3,871	(87.8%)	136	(3.1%)	0	(0.0%)
	H20	5,669	180	(3.2%)	5,324	(93.9%)	72	(1.3%)	5,252	(92.6%)	165	(2.9%)	0	(0.0%)
農業•林業	H24	2,504	1,402	(56.0%)	1,101	(44.0%)	0	(0.0%)	1,101	(44.0%)	1	(0.0%)	0	(0.0%)
辰未• 怀未	H20	2,443	1,955	(80.0%)	488	(20.0%)	0	(0.0%)	488	(20.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
電気・ガス・熱	H24	1,677	443	(26.4%)	1,080	(64.4%)	108	(6.5%)	971	(57.9%)	154	(9.2%)	0	(0.0%)
供給・水道業	H20	1,803	416	(23.1%)	1,184	(65.7%)	123	(6.8%)	1,061	(58.9%)	203	(11.2%)	0	(0.0%)
その他	H24	303	83	(27.3%)	166	(55.0%)	15	(5.1%)	151	(49.9%)	54	(17.7%)	0	(0.0%)
ての他	H20	862	164	(19.1%)	516	(59.9%)	27	(3.1%)	489	(56.8%)	182	(21.1%)	0	(0.0%)
合計	H24	18,001	2,972	(16.5%)	14,353	(79.7%)	4,478	(24.9%)	9,875	(54.9%)	674	(3.7%)	1	(0.0%)
	H20	22,330	4,894	(21.9%)	16,274	(72.9%)	5,912	(26.5%)	10,362	(46.4%)	1,162	(5.2%)	0	(0.0%)

注1:()は発生量に対する割合を示す。

^{2:}数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

また、業種別の産業廃棄物の処理・処分状況を経年的にみると、資源化率については、建設業は約90%、製造業は約80%前後で推移している(図2-8)。

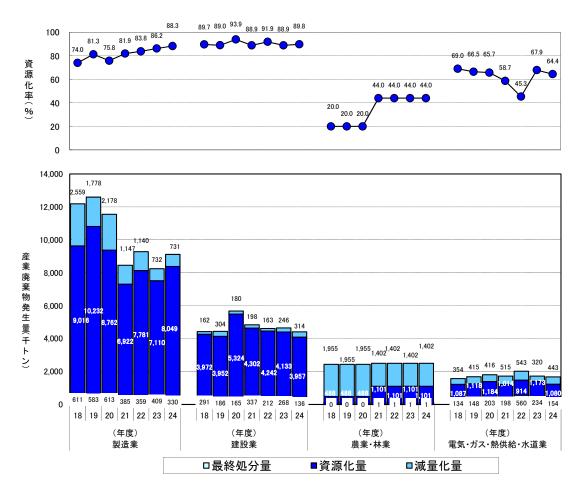
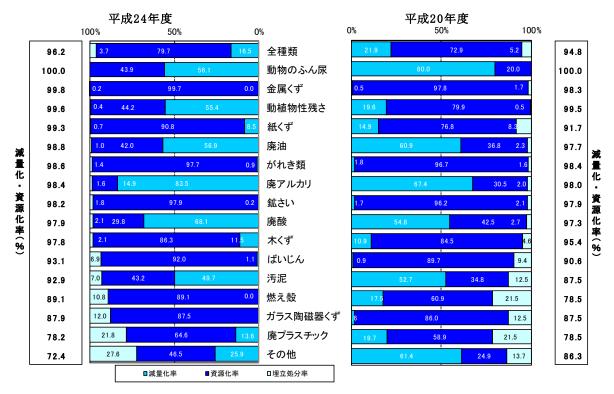


図 2-8 主な業種別の産業廃棄物の処理・処分状況経年変化

イ 種類別の減量化、資源化の状況

平成 24 年度の発生量に対する減量化の状況 (減量化率) を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから廃アルカリの 83.5%、廃酸の 68.1%、廃油の 56.9%動物のふん 尿の 56.1%の順となっている。

また、平成24年度の資源化の状況(資源化率)を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから金属くずの99.7%、鉱さいの97.9%、がれき類の97.7%、ばいじんの92.0%、紙くずの90.8%の順となっている。(図2-9)。



- 注1:()は各廃棄物の発生量(千トン)を示す。
- 2:割合の小さいものは数値の表示を一部省略した。
- 3:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

図 2-9 産業廃棄物の種類別の減量化・資源化状況

また、平成 24 年度の資源化量を種類別にみると、多いものから鉱さいの 4,115 千トン、がれき類の 3,193 千トン、金属くずの 2,112 千トン、ばいじんの 1,452 千トンの順となっている(図 2-10)。

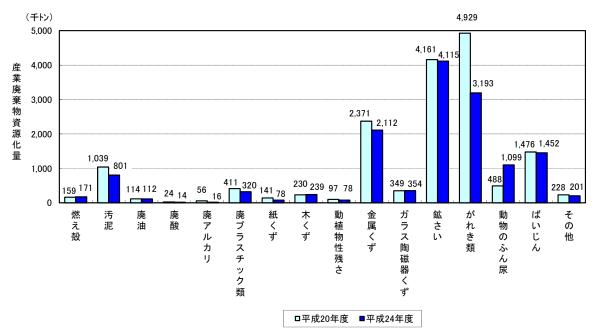


図 2-10 産業廃棄物の種類別の資源化量

発生量の多い産業廃棄物について減量化・資源化の状況を経年的にみると、鉱さい、 がれき類及び金属くずについては、各年度とも資源化率は概ね90%以上となっている (図 2-11)。

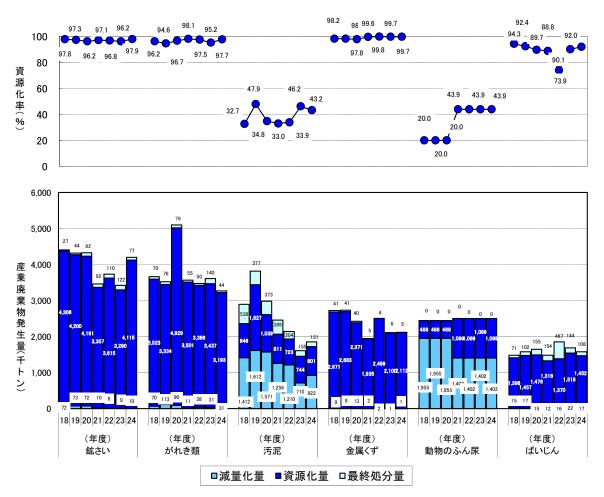


図 2-11 産業廃棄物の処理状況の経年変化

ウ 中間処理と再生利用の状況

平成 24 年度の産業廃棄物の中間処理量 11,832 千トンを実施主体別にみると自社処理が 32.2%、委託処理が 67.8%で、平成 20 年度と比べ委託処理の割合が 5.5 ポイント高くなっている (図 2-12)。

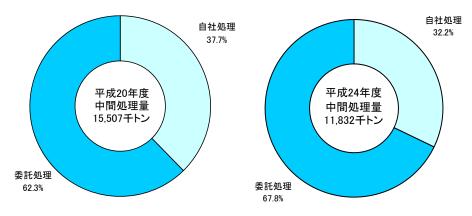


図 2-12 中間処理の自社処理、委託処理状況

平成24年度に主に中間処理を経た後に再生利用された量は9,875千トンであった。 再生利用率について経年的に見ると、概ね増加傾向で推移していると言える(図2-13)。



図 2-13 再生利用率の推移

また、再生利用の状況を産業廃棄物の種類別にみると、高いものから、金属くずの99.3%、がれき類の97.7%、鉱さいの93.4%、ばいじんの91.4%、燃え殻の88.2%、ガラス陶磁器くずの87.1%、木くずの85.7%、紙くずの82.8%の順で、紙くずの再生利用率が大きく伸びているが、動植物性残さは小さくなっている(図2-14)。

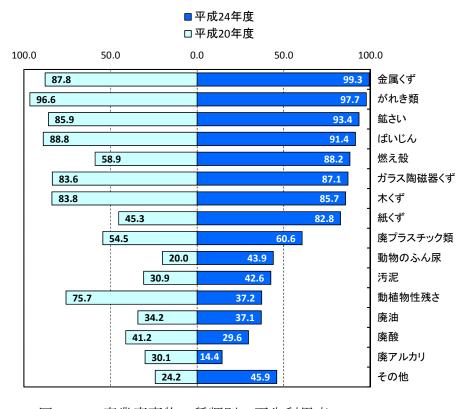


図 2-14 産業廃棄物の種類別の再生利用率

(3) 産業廃棄物の最終処分の状況

平成 24 年度の最終処分量は 674 千トンであり、平成 20 年度の 1,162 千トンに比べ 488 千トン (42.0%) 減少し、とくに汚泥の減少が大きい。

平成 24 年度の最終処分量を産業廃棄物の種類別にみると、多いものから汚泥の 131 千トン、ばいじんの 108 千トン、廃プラスチック類の 108 千トン、鉱さいの 77 千トン、がれき類の 44 千トンの順となっている。それら 5 種類の産業廃棄物で全体の 69.4% を占めている。(図 2-15、図 2-16)。

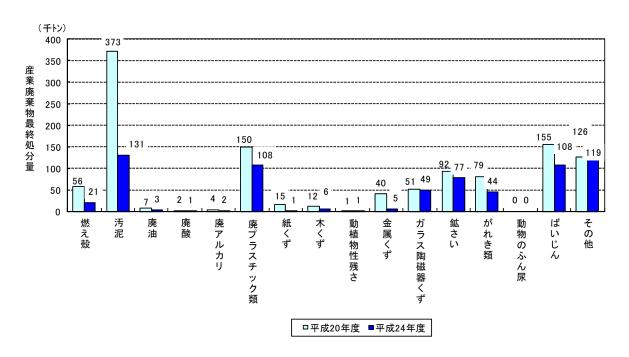


図 2-15 種類別の最終処分量

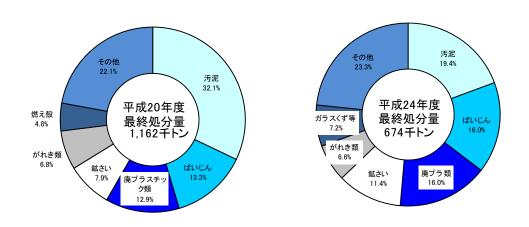


図 2-16 産業廃棄物の種類別の最終処分状況

また、最終処分量について経年的に見ると、平成 24 年度の最終処分量は昨年と比べて減少しており、平成 20 年度の最終処分量を 100% としたときの比が約 58% になるまで大きく減少している。(図 2-17)。



図 2-17 最終処分量の推移

平成 24 年度の最終処分量 674 千トンを実施主体別にみると、自社処分が 22.7%、委託処分が 77.3%で、委託処分の比率が高くなっている(図 2-18)。

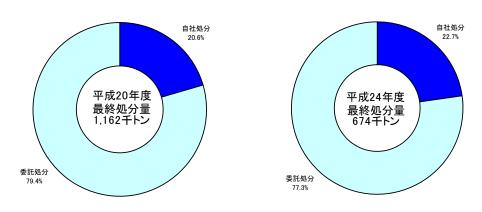


図 2-18 最終処分の自社処分、委託処分状況

(4) 県外移出入の状況

平成24年度に県外へ持ち出されて処理された産業廃棄物(県外移出)は2,182千トンで、平成20年度の2,505千トンに比べ、12.9%減少している。県外移出状況を県別にみると、近隣の岐阜県へ13.5%、三重県へ28.6%、静岡県へ3.1%となっている。県外移出量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的2,084千トン、最終処分目的98千トンとなっている(図2-19)。

また、平成 24 年度に県内に持ち込まれて処理された産業廃棄物(県内移入)は 872 千トンで、平成 20 年度の 1,063 千トンと比べ、18.0%減少している。県内移入状況を 県別にみると、近隣の岐阜県から 34.4%、三重県から 22.0%、静岡県から 18.5%と なっている。県内移入量を中間処理と最終処分の別にみると、中間処理目的 863 千トン、最終処分目的 8 千トンとなっている(図 2-19)。

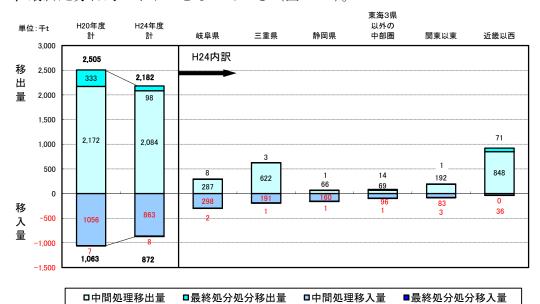


図 2-19 産業廃棄物の県内外への移出入状況 (中間処理及び最終処分目的)

県外移出入の状況の経年変化をみると、移出量は平成 22 年度をピークに減少に転じ、移入量は平成 19 年度をピークにここ数年減少傾向を示している (図 2-20)。



図 2-20 産業廃棄物の県内外への移出入状況の経年変化

(5) 特別管理産業廃棄物の状況

平成24年度の特別管理産業廃棄物の発生量は212千トンであり、これを種類別にみると、特定有害産業廃棄物が48.8、腐食性廃酸が18.6%、腐食性廃アルカリが10.3%、引火性廃油が12.0%、感染性産業廃棄物が10.2%となっている。平成20年度と比べ、発生量自体が大きく減少し、特定有害産業廃棄物、引火性廃油及び感染性廃棄物の占める割合が高くなっている(図2-21)。

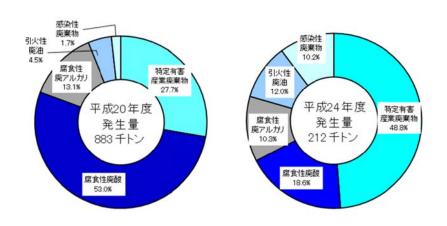


図 2-21 特別管理産業廃棄物の種類別発生量

また、特別管理産業廃棄物の処理状況については、資源化量が91千トン、最終処分量が32千トンとなっており、平成20年度と比較すると発生量の減少に伴い資源化量、最終処分量共に減少しているが、発生量に対する資源化量の割合(資源化率)が大きく増加している(表2-2)。

表 2-2 特別管理産業廃棄物の処理・処分状況

単位: 千トン

年度	発生量	減量化量		次店	化量					最終処分量		その他量	
平及	光土里			貝源	16里	有用物量		再生利用量		取於処力里		ての他里	
H24	212	90	(42.1%)	91	(42.8%)	4	(1.9%)	87	(40.9%)	32	(15.0%)	0	(0.0%)
H20	883	557	(63.1%)	206	(23.4%)	6	(0.7%)	200	(22.7%)	119	(13.5%)	0	(0.0%)

注1:()は発生量に対する割合を示す。

^{2:}数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

(6) 産業廃棄物最終処分場の状況

平成24年度末現在県内に設置されている産業廃棄物最終処分場は109施設であり、 そのうちの4施設が遮断型最終処分場、42施設が安定型最終処分場、63施設が管理型 最終処分場である(表2-3)。

表 2-3 最終処分場の設置状況 (平成 25年3月末現在)

残存容量の単位: 千m³

		自社处	D分場	自社処分	分場以外	合 計		
愛知 <u></u> 具全域		施設数	残存容量	施設数	残存容量	施設数	残存容量	
	遮断型	1	0.0	3	4.8	4	4.8	
	安定型	6	47.7	36	1,187.2	42	1,234.8	
	管理型	15	1,404.6	48	8,824.5	63	10,229.1	
	合計	22	1,452.3	87	10,016.5	109	11,468.8	

注:数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

また、産業廃棄物処理実績報告の集計結果によると、平成 24 年度末の最終処分場の 残存容量は 11,468.8 千 m^3 であり、その内訳は、遮断型が 4.8 千 m^3 、安定型が 1,234.8 千 m^3 、管理型が 10,229.1 千 m^3 である(表 2-3)。

残存容量 11,468.8 千m 3 について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は 19.6 年 (11,468.8÷585 (平成24年度の県内での最終処分量) \Rightarrow 19.6 (産業廃棄物の1m 3 当たりの重量を1トンと仮定)) と試算される。

なお、産業廃棄物の県内での最終処分量及び残存容量等の推移は図 2-22 のとおりである。平成 22 年度の最終処分場の新設により残存容量が大きく増加しているが、経年的にみると減少傾向である。

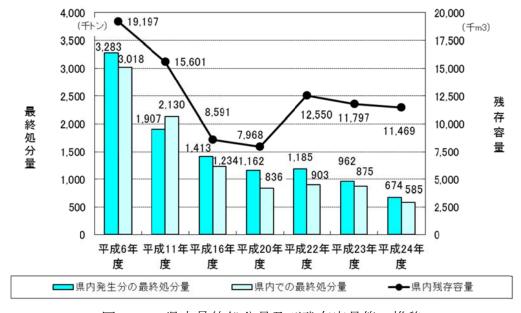


図 2-22 県内最終処分量及び残存容量等の推移

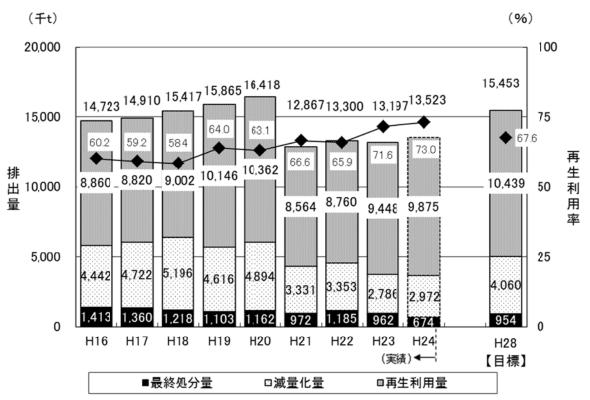
3 産業廃棄物処理の目標達成状況および経年変化

「愛知県廃棄物処理計画(平成24年度~28年度)」における平成28年度の減量 化目標は、次のとおりである。

- ・ 排出量については、平成20年度に対して約6%削減する。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合(再生利用率)は、約68%とする。
- ・ 最終処分量について、平成20年度に対して約18%削減する。

平成24年度の排出量、再生利用率及び最終処分量について見ると、排出量は13,523 千トンで、平成20年度の16,418千トンに比べて17.6%少なく、減量化目標を達成している。

再生利用率については、73.0%と平成20年度の63.1%と比べ9.9%高く、目標値である68%を達成している。また、最終処分量については、674千トンで平成20年度の1,162千トンに比べて42%少なく、減量化目標を達成している。(図2-23)



注:その他量を除いているため、排出量と各処理量の合計値は一致しない。

図 2-23 産業廃棄物の減量化目標の達成状況